

中国帰国者¹⁾の日本語習得と雇用

——国家賠償請求訴訟における帰国者の陳述および身元引受人²⁾の語りから——

How the Japanese Language Ability of Returnees from China Affects their Employment: An Examination through the Returnees' Testimonies Given at the Suit of Compensation Claim against the Japanese Government and a Guarantor's Talks

山 田 陽 子

Yoko YAMADA

Studies in Humanities and Cultures

No. 5

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 5号
2006年6月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN

JUNE 2006

[学術論文]

中国帰国者¹⁾の日本語習得と雇用

—国家賠償請求訴訟における帰国者の陳述および身元引受人²⁾の語りから—

How the Japanese Language Ability of Returnees from China Affects their Employment: An Examination through the Returnees' Testimonies Given at the Suit of Compensation Claim against the Japanese Government and a Guarantor's Talks

山田陽子
Yoko YAMADA

要旨 本稿は、国家賠償請求訴訟における中国帰国者の陳述および身元引受人の語りから日本語習得と雇用について述べるものである。中国からの永住帰国者の多くが、国の帰国政策や定着自立支援策等をめぐり、国家賠償請求訴訟を起こしている。その裁判の法廷で中国残留孤児³⁾らは、公的機関の短期間だけの日本語学習では挨拶くらいしかできず、生活や仕事に支障をきたすと陳述している。日本語ができないために適切な仕事が見つからず、やっと探した職場では、いじめを受けると訴える。

他方、中国帰国者の面倒をみてきた身元引受人は、彼（女）らが企業に雇用され、安全に仕事を遂行するためには日本語を習得しなければならないと語る。そのうえで職業人としての責任と自覚をもって業務遂行に努める姿勢が求められる。孤児らと身元引受人の語りから、中国帰国者と日本社会の間で考え方に相違があることが判明した。さらに日本語教室が「ハローワーク化」ともいえる現象を呈しており、日本語習得の機会と安定雇用の機会提供が日本語教室でなされていることが、本稿において発見された。

現在進行中の国家賠償請求訴訟における法廷での中国残留孤児らの陳述、インタビュー事例および地域で多数の中国残留孤児や残留婦人らの世話をしてきた身元引受人が語る帰国者個々人の多様な生活を通して、日本語習得と雇用の問題が映し出される。「日本語」と「雇用」の問題は中国帰国者の日本定住にあたり重要な要素を構成しており、日本語学習と就職支援の必要性がより一層鮮明になったことが確認できる。

キーワード：中国帰国者、国家賠償請求訴訟、身元引受人、雇用、日本語習得

1. はじめに

日本に住む永住外国人は、約74万人となり、この5年で10万人以上増加している⁴⁾。異文化をもつ人たちの日本定住をめぐる問題は、グローバル化の進展に伴ってますます重要性を増している。その内、祖国への帰還という形で渡日するのが中国帰国者と呼ばれる人々である。彼(女)らは第二次世界大戦時あるいはそれ以前に中華民国、関東州⁵⁾、および「満洲国⁶⁾」に居住し、1945年の敗戦に際して中国大陸から日本に引き揚げてくることにならず、日本人でありながら30年以上もの長い年月、中国に留まり中国社会に生きてきた人々である。1972年の日本と中華人民共和国(以下「中国」と略す)との国交回復がなされ、その後の訪日調査によって、戦争で引き裂かれた家族が長い時を経て再会した。戦後中国に留まっていた人たちが、やっとの思いで祖国日本への帰還を実現した。日中国交正常化以来、2005年2月までの中国からの帰国者は6,283世帯20,102名⁷⁾である。厚生労働省の中国帰国者生活実態調査によれば、帰国者一人当たりの家族は本人を含めて、平均11.1人となっている⁸⁾。定着状況調査⁹⁾による構成比は残留日本人本人が49.7%、残留日本人配偶者が16.6%、二世が24.7%、二世配偶者が4.2%、三世(配偶者を含む)が4.8%である。帰国動機は、「日本人だから帰ってきた」と「生まれ故郷で余生を過ごしたい」が大部分を占めている。現在、呼び寄せ家族とともに日本社会で生活する帰国者は、およそ10万人におよぶと推定される。

日本に帰国後何年も経過した2001年12月7日、東京都に暮らす中国残留婦人¹⁰⁾ら4人が国を提訴した。原告らは、日本政府が中国に残された開拓民らに保護措置や日本への帰還施策をとらなかったのは、国民が国へ帰る権利をもつことに対する重大な侵犯であると主張している。国の「不法行為」として以下の点をあげる。

①国が国策により中国東北地区(旧満洲)に移民させた原告ら日本国民を終戦時中国に遺棄した。②国が原告らに対して長年にわたり祖国への帰還の措置をとらなかった。③辛苦の末に帰国を果たした原告ら中国残留日本人(残留婦人・残留孤児)に対し定着自立、生活保障等の施策を講じないでいる。

その後、2002年12月、東京地裁に629名の中国残留孤児らが原告となって、国を相手に提訴した。2005年4月26日には、中国残留婦人13名が国を提訴、さらに2005年5月19日には、東海地方を中心とした中国残留孤児ら39人が国に総額12億8,700万円の損害賠償を求める訴訟を名古屋地方裁判所に起こした。そして現在、全国各地(札幌、仙台、山形、東京、さいたま、名古屋、大阪、京都、神戸、岡山、広島、徳島、高知、福岡、鹿児島)で中国残留日本人の集団による国家賠償請求訴訟が起きている。次々に訴訟に加わる中国残留日本人の数が増え、名古屋4次提訴では原告の数が計210人になった。

全国では永住帰国者の8割以上が訴えを起こしている。以上、中国残留孤児らの現状について述べた¹¹⁾。

2. 研究目的と方法

現在進行中の「中国残留日本人孤児国家賠償請求訴訟」の法廷を傍聴し、中国残留孤児らの陳述をノートに記録し、考察を行う。また孤児らが日本に帰国した後、定着地で彼（女）らの面倒をみてきた身元引受人に聞き取りを実施し、日本語と雇用の実態を明らかにする。

法廷には、多くの残留孤児が訪れる。彼らの生の声を聞く大切な場であると同時に、今、この国でいったい何が起きているのか、日本社会の「今」を映し出す場所でもある。また中国帰国者の背景や中国帰国者問題の本質を見極めるためにも裁判傍聴は意義がある。孤児らにはこれまで自分の思いを訴える公の場はなかったのである。法廷での孤児らの陳述には説得力がある。「国」という大きな相手に対して、ありったけの力をふりしぼって訴えるのである。「中国帰国者」と一口に言っても、日本社会において個々人の多様な生活が展開されている。ひとりひとり言いたいことは違うはずである。原告の孤児たちが何を望んで出廷しているのか、これまで公に語れなかった帰国者「個人」の日本社会への思いをすくい取りたい。

中国帰国者の研究は、蘭信三に代表される「満州移民」¹²⁾の歴史社会学的研究や中国帰国者定着促進センターのスタッフらによる「日本語教育」¹³⁾研究がある。

中国帰国者の適応過程と援助体制や精神医学的問題の研究に、江畑・曾・箕口(1996)¹⁴⁾がある。精神医学の分野から、埼玉県所沢市の中国帰国者定着促進センター¹⁵⁾の入所者を対象に適応過程を調査研究している。異文化への移住者としての中国帰国者が日本社会にどのように定着し自立をはかっていくのかを明らかにする目的である。これらの先行研究は、主に中国帰国者の生活世界、アイデンティティ、適応、日本語教育の問題を扱っている。また雇用の現状については、中国帰国者二世・三世を対象に実施した調査研究（筑波大学社会学研究室、1996）¹⁶⁾があり、就労実態、言葉を通して見たコミュニケーションやアイデンティティへの影響などを報告している。

以上のような先行研究が行なわれているものの、中国残留孤児本人の「日本語習得」と「雇用」についての研究は少ない。さらに、日本語習得が中国帰国者の雇用にどのように関わっているのかという研究はほとんど見られない。本稿の目的は、以上のような先行研究をふまえながら中国残留孤児に焦点をあて、現在進行中の国家賠償請求訴訟における中国残留孤児の陳述、中国残留孤児へのインタビュー事例および地域住民として残留孤児・残留婦人等中国帰国者の世話をしてきた身元引受人への聞き取りをとおして、日本語習得と雇用の関わりについて検討することである。中国帰国者の雇用問題や日本定住における援護政策を考える上でも意義があると思われる。以上の問題意識をふまえ、中国残留孤児の陳述、インタビュー、身元引受人の語りを記述し、中国帰国者の日本語習得と雇用の現状を分析するとともに、中国帰国者が通う日本語教室において参与観察を行うことで、より一層のリアリティを捉えたい。日本語教室では、多数のボランテ

ィアが帰国者の日本語指導にあたっている。日本語教室のボランティアは帰国者に日本語を教えるだけではなく、生活面でも深く関わっていることが多い。彼（女）らに質問紙による調査を実施し、日本語教室におけるボランティアと帰国者との関係を分析したい。

3. 主な用語の定義と説明¹⁷⁾

本稿で使用する用語を説明しておきたい。

中国残留孤児の定義：

「中国残留孤児」は、厚生省（当時）が第二次世界大戦後の引き揚げ援護対象者のひとつとして定義した呼び方である。日本に永住帰国した場合の呼び方とされている。「残留」といふことばには、「積極的に残った」というイメージがあり好ましくないという議論もある¹⁸⁾が、新聞やテレビなどで一般的に使われているので、本稿ではその呼称を使うことにする。「中国残留孤児」は、一般にいわれる「中国帰国者」の一部ということになる。中国から日本に移り住み、日本での定住を計ろうとしている人々を「中国帰国者」と呼ぶ。中国残留孤児の家族¹⁹⁾のほか、中国残留婦人やその家族²⁰⁾も含まれる。中国残留婦人は、敗戦当時、肉親や家族が生き延びるために、やむを得ず現地中国人の妻になった人が多い。1945年の敗戦時において13歳未満だった人を「中国残留孤児」と呼び、13歳以上だった女性を「中国残留婦人」と呼ぶ。一世・二世・三世という呼び方については元来、移民など新しい土地に移住²¹⁾した第一世代を一世、その移住先で生まれた第二世代を二世、孫の世代を三世とよび、世代区分に使う。中国帰国者とその家族、子孫にもこの世代区分が使われる。

現在、日本社会で生活する帰国者はおよそ10万人におよぶ。しかし、この数は推定にすぎない。国費帰国者が1万9955人（厚生労働省）²²⁾というデータはあるが、自（私）費帰国者および呼び寄せ家族についてのデータはないに等しい。行政は、外国人であれば外国人登録により把握できるが、日本人として入国している者の数はわからないとしている²³⁾。

中国残留孤児について、厚生労働省は、

- (1) 戸籍の有無にかかわらず日本人を両親として出生した者。
- (2) 中国東北地方等において、昭和20年8月9日のソ連侵攻以来の混乱により、保護者と死別または生別した者。
- (3) 終戦当時の年齢が13歳未満の者。
- (4) 本人が自己の身元を知らない者。
- (5) 引き続き中国に残留し、成長した者。

以上の5要件すべてを満たす者を「中国残留日本人孤児」と定義している。

終戦当時満13歳以上であった女性は、「中国残留婦人」と呼ばれる。

身元引受人：

肉親に代わり、中国残留日本人（身元未判明孤児、判明孤児と残留婦人等）の相談相手として面倒をみる人で、指導や助言を行う。身元保証人とは異なる。身元保証人は、日本入国や在留の費用、帰国の旅費、法令の遵守につき保証する人のことである。

永住帰国：

一定期間だけではなく、永住する目的で日本に帰国することをいう。永住帰国の旅費は、国が全額負担する。

4. 中国残留孤児の日本語習得と雇用 —法廷での陳述から—

「中国残留日本人孤児国家賠償請求訴訟」法廷²⁴⁾を傍聴し、残留孤児らはいったい何を訴えたいのか、そして孤児らの陳述から何が読み取れるのかを考察したい。原告2名の陳述と1名の語りを取り上げる。孤児および裁判所名は仮名にさせていただく。

4-1. 中国残留孤児、柴垣八重子（仮名）さんの陳述（2005年6月、P地裁）

柴垣八重子さんは、身元未判明孤児である。1986年に訪日調査にこぎつけたが、肉親を探すことはできなかった。その後、日本国籍を取得し1988年に家族全員で永住帰国した。八重子さんは中国で祖国「日本」のことを、憧憬の念をもって思い描いていた。実際に見た「日本」は、柴垣さんにとって予想以上に「美しく」、「豊か」であった。祖国に帰ってきて本当によかったと思った。この「日本」なら何とかやっていると期待と希望で胸がいっぱいになった。ところが思いがけない困難にぶつかってしまった。彼女の陳述から日本における就労実態および問題点を考察する。

帰国後4ヶ月²⁵⁾の間、定着センター²⁶⁾でお弁当を食べていたときはよかったのですが、センターを出ると、日本語が話せなくて苦勞しました。定着センターでの4ヶ月だけの日本語学習では、あいさつくらいしかできませんでした。

政府が仕事を紹介してくれました。三河地方の小さな企業でした。プレスラインの仕事です。汚い所で、危険で疲れました。また、日本人から差別を受けました。給料も少なかったです。夫婦二人が働いて、1ヶ月25万円ほどでした。

平成16年発表の厚生労働省「中国帰国者生活実態調査」によれば、独力で日常生活を営める程度の会話ができるようになるまでには、2年以上3年未満の日本語学習期間を要すると、中国帰国者の75.3%が回答している。わずか数ヶ月しか日本語学習期間のなかった八重子さんは、日本人の言うことばがわからず、仕事先で差別を受けたという。

もっと上手に日本語が話せたら、今の生活は変わったのであろうか。八重子さんは、力のこも

った声で思いのたけを語り始めた。

はい、自分に今よりもっと適した仕事が見つかると思います。日本語が話せないので、私の体にも大きく影響を及ぼしています。

仕事は、知り合いの残留孤児に紹介してもらいました。帰国の翌年に「ときた株式会社」²⁷⁾に就職しました。ことばがわからないので、仕事に支障をきたしたし、同僚にもいじめられました。自動ラインが早くて、止まらないように早く作業をしなければなりません。ことばがわからないので、身振り手振りで覚えました。他の人がやっているのを見てまねをしました。会社が営業所をたたむことになり、私はクビになりました。5ヶ月間は仕事がなく、家にいました。それから「志村有限会社」²⁸⁾に就職しました。ここは自分でみつけました。仕事は小学生用ランドセルを作ることです。皮が重く硬いので、作業で手が腱鞘炎になりました。私の前にやっていた日本人はつらくて、すぐにやめていきました。私は10年続けています。重労働で朝7時から夜7時まで働きます。お昼休みがないときもあります。時給780円です。10年経った今も780円で変わりません。残業しても時給780円です。これまで一度も上がったことがありません。もし、日本語ができたなら、こんな思いをしなくてもいいのにと情けないですが、生活のためやっています。一生懸命働かないと会社で不要な人材になってしまいます。

日本語ができないために時間給の不満を雇用主に主張できず、労働者として底辺に甘んじている。日本語ができないために自分に適した職には就けない。八重子さんの中国での仕事は、電話機器の組み立てであった。学んだ技術を日本でも生かしたかった。しかし、この技術を生かせる仕事を、日本で見つけることはできなかった。そして、ことばが話せないために命にかかわることもあった。仕事にも支障をきたし、同僚のいじめの対象になってしまった。

病気のときに本当に困りました。帰国後2年も経たないときに、胆のう炎になりました。盲腸にかかったときも困りました。病気の説明ができないのです。本当は休まないといけないのですが、仕事に行きました。痛かったのですが、ボーナスがもらえないといけないと思って自分で痛み止めの薬を飲んで仕事をしました。我慢ができなくなって、翌日病院に行きました。指導員²⁹⁾の清水³⁰⁾さんは、深夜だったから悪いと思って連絡しませんでした。4年前から夫は仕事がなく、今は私一人が働いています。夫はストレスから仕事が探せない状態です。私も60代です。会社で疲れ、家に帰って夫のつらそうな姿を見て、またつらくなります。私は定年まで仕事を続けられるけれど、不景気なのでいつクビになるかわかりません。健康面では、頭、ひざ、腰は痛いし、手は腫れています。

病気になっても、簡単に休めない。他の日本人と違い、不景気になれば真っ先にくびを切られるからである。日本人でありながら、どうしてこのような辛い目にあうのか、八重子さんの悲鳴が聞こえてくる。八重子さん夫婦は、中小企業のプレスラインで働いた。収入は、二人の分を合わせて25万円であった。厚生労働省平成16年発表の「中国帰国者生活実態調査結果」によれば、中国帰国者の就労による収入は、夫婦の一方のみが就労している場合、平均13万8千円で、夫婦とも就労している場合は、約2倍の28万8千円となっている。八重子さん夫婦は中国帰国者夫婦の平均収入月額を4万円近く下回っている。八重子さんはパートタイム労働であり、時間給が低いままである。

中国帰国者の就労による収入は次表のとおりである。(出典：平成16年「中国帰国者生活実態調査」)

表－1：中国帰国者の就労収入³¹⁾（月額）

(収入月額：ボーナスは含まれない。月の総支給額から税金、社会保険料等を控除した額)

	帰国者（配偶者）のみ就労	帰国者及び配偶者が就労
10万円未満	29.9%	3.4%
10～20万円未満	41.4%	21.7%
20～30万円未満	16.5%	43.0%
30～40万円未満	1.7%	19.3%
40～50万円未満	0.2%	6.3%
50万円以上	1.0%	4.3%
無回答	9.4%	1.9%
平均収入月額	138000円	288000円

上記中国帰国者の月額収入に比べ、日本人の平均現金給与（きまって支給する給与）は、規模5人以上の事業所で272,802円である。1人平均月間現金給与総額は、334,910円となっている³²⁾。帰国者の平均収入月額が低いのは、就労形態が低賃金のパート労働やアルバイトによるものが多いからである。中国帰国者の場合、正規的就労形態は40.3%、残りはパートタイム、アルバイト、嘱託となっている。就労している帰国者の職種では、「技能工、採掘、製造、建設、労務作業」が48.8%を占め、残りは、サービス業11.5%、「専門的、技術的職業従事者」8.8%³³⁾である。パート労働者に正社員と同じように労働させ、正社員の賃金に比べて7割以下の賃金しか支払わな

い企業が28%もある。なかには、正社員に比べ、6割以下の賃金しか支払わない企業も8.5%³⁴⁾ある。パート労働者と正社員との待遇面格差は大きく、深刻である。たとえば、1時間当たりの所定内賃金で、男性正社員100に対し、パート男性が50.6、パート女性は45.2³⁵⁾であり、正社員とパートとの間には、2倍の格差がある。また2006年3月発表の厚生労働省調査結果では、正社員の平均賃金（月額）31万8500円に対し非正社員は19万1,400円となっており正社員の60%の水準にすぎない。もうひとつの格差は大企業と中小企業の賃金格差である。大企業が業績回復傾向にあるのに対し、中小企業はコストダウンを大企業から迫られ、そのために人件費の抑制に追い込まれる傾向がある。中国帰国者の大部分は、中小企業で働いている。

4-2. 中国残留孤児、山原幸三（仮名）さんの陳述（2005年6月、P地裁）

山原さんは、1945年の敗戦時、5歳であった。家族5人で逃避行の最中に母親は寒さと飢えで亡くなった。兄、姉、山原さんは別々の中国人に引き取られたが、父親は殺された。中国人養父母との生活は貧しく、ぼろきれをまとって暮らしていた。自分が日本人であることは子どもの頃から知っていた。日本人であることで近所の人になぐられたこともあるという。1993年に妻と子どもをひとり連れて永住帰国した。すぐに働き始めた会社では、日本語能力がないとの理由で賃金に差をつけられたあげくに解雇されたのである。

日本に帰国して、すぐ働くように保証人に言われました。つらい仕事で、大変な差別を受けました。時間給は900円でした。ほかの日本人労働者は、1,200円から1,500円もらっていました。しばらく働きましたが解雇されました。次に行った会社でも、同じように耐えられない差別を受けました。日本語ができないからということで、また解雇されました。

山原さんは帰国後ただちに働くことを要求され、日本語能力のないまま仕事に就いた。ここには帰国者に対する企業のサポートが見られず、当初から日本人との間に賃金格差がつけられており公平な雇用ではなかったことが推察できる。

4-3. 中国残留孤児、島村則子³⁶⁾（仮名）さんの語り³⁷⁾

島村則子さんは身元未判明孤児である。親の名前もわからない。中国人養母からは、1945年8月の敗戦時に実母と別れ、1人でいたところを発見して連れてきたと聞かされている。1990年に3人の子ども（娘二人と息子ひとり）を連れ、夫と共に永住帰国した。定着後すぐに働き始めた島村さんに、職場の同僚の目は厳しかった。日本語がわからないため、いじめを受ける。言い返したくてもことがわからず、ただ耐えるしかなかった。何とかして日本語を習得したいと必死で勉強したと訴える。職場での体験を次のように語る。

わたしは、ことばがわからなくて何をやるにしてもよくわかりませんでした。何を話しているのかわからなくて、漢字を書いてももらっても理解できませんでした。やっとながして入った会社では、日本語がわからないので、いじめられました。作業中に、わたしにわざと体をぶつけてくる人もいました。わたしはただ相手を見るだけで何も言えませんでした。何も言い返すことができませんでした。涙が出るのを押し殺して我慢して働きました。家に帰ったら涙が止まりませんでした。

あるとき、一緒に働いている女の人が仕事で間違えたのをわたしがやったと言われました。そのとき中国に戻りたいと思いました。でも、子どもたちを3人も日本に呼び寄せたのに、いまさら帰るわけにはいきません。何とか日本語を覚えなくてはと、日本に帰ってきて日本語の勉強をできる場所なら、どこへ行っても勉強しました。どんなに遠くても行きました。

日本語で相手に言い返せない悔しさをひしひしと味わった島村さんは、何がなんでも日本語を覚えるのだと、あらゆる日本語教室に通った。さらに遠隔地でも学べる通信課程にも申し込んだ。日本語習得こそ、職場のいじめに対抗できる武器だという。島村さんは、職場でいじめに遭った理由は「日本語がわからない」からという。定着後すぐに働き始めた島村さんに日本語能力が備わっているはずがない。企業側に中国帰国者を受け入れる体制が整っていないことも同僚との軋轢の一因ではないだろうか。

5. 日本語と雇用の問題 ―身元引受人、原田（仮名）さんの語りをとおして―

外国人労働者の受け入れをめぐる諸問題について、昨今様々な議論が活発に行われている。しかし、「外国人」のカテゴリーに属さない「中国帰国者」の雇用のための諸問題が公に議論されることは、ほとんどない。中国帰国者は「日本人」であるから、議論の対象から外されてしまう。少子高齢化が急速に進展している日本の労働力の対象に「外国人」は、考慮に入れられるが、「中国帰国者」の受け入れは真剣に考えられることはなく、もっぱら、身元引受人や支援者が個人のネットワークを頼りに、中国帰国者の就職を頼み込んでいるというのが実情ではなかろうか。

身元引受人は、中国帰国者の定着地における住宅の世話から着手しなければならない。親族から呼び寄せられて渡日した帰国者と違い、身元未判明孤児の場合は、中国にいるときから日本における定着地および住宅が準備されているわけではない。身元引受人が決まり、定着地が定まってから住宅確保へと定着準備は進行する。住宅が確保できれば、次に身元引受人は家具、電化製品、台所用品などを揃えさせ、生活ができるように面倒をみる。次に日本での生活に必要な習慣やことばを学ばせる。ごみの出し方、買い物の仕方、町内の人への挨拶など根気よく指導する。日本語学習は帰国者の最大関心事なので、身元引受人は帰国者に日本語教室を紹介し、彼（女）

らの日本語習得に尽力する。日本語教室では個人ボランティアや帰国者支援団体などが熱心に日本語支援や生活指導を行っている。その次に大切なことは、帰国者は一刻も早く自立したいと願っているため、就職がかなうように協力することである。就労に関しての行政の力強いサポート体制は見られず、ほとんど帰国者個人の就職活動に任せられている。長い間、中国帰国者の身元引受人をつとめた原田³⁸⁾さんは、国の制度について次のように語る。

雇用促進のために助成金制度がありますが、この制度を利用するには、引揚証明書が必要なんです。この当時はね、いるんですよ。国の援助で帰国すると引揚証明書が出るんです。永住帰国後5年以内で就労後1年間に限られてますがね。本人の給料の一部を国が負担する制度です。わたしが就職を世話した企業は50社くらいありますよ。

公共職業安定所の紹介により就職した場合、雇用主に対して助成金が支払われる特定求職者雇用開発助成金の制度がある。これは、帰国者本人への助成ではなく、雇用主に支払われるものである。国が帰国者のために経費を支出して、就職後一年間、帰国者本人に支払われる賃金の一部を雇用主に支払う制度である。ことばが十分にわからない帰国者を雇うため、雇用主に負担がかかることから、賃金を一部補助し、帰国者の職場確保に道をつけるものである。

国の制度とは別に、実際の職探しはどうだったのだろうか。孤児の職探しにあたっては、次のような問題があるという。再び原田さんの語りを引用してみよう。

孤児らの求職活動の援助をしましたが、孤児らの就職は順調にはいきませんでした。職安で求職活動もしましたが、中国での孤児らの職歴、経歴を考慮して職場の斡旋をするということにはなかったですね。

中国帰国者に就職の世話をしようと、一緒に職業安定所に行くと、必ずといっていいほど「すぐ役に立つ人がほしい」と言われますね。ことばや生活習慣の違いから「帰国者には、即戦力がない」と断られましてね。すぐできる人、すぐ間に合う人がほしいんです。即戦力重視ですわ。だから、わたしは帰国者に早く日本語をマスターするように言うんです。そうすれば問題ないですよ。企業の担当者から「日本にたくさん失業者がいるのに、何でわざわざ帰国者を使わないといけないの」とあからさまに言われたことも実際ありましたよ。やっぱり、日本の生活習慣を早く身につけなければいけませんね。それから、日本語の敬語の問題がありましてね。日本人は、目上の人には敬語を使います。帰国者にとっては、敬語が難しくて使えないんですよ。敬語を使わないといけないところで、敬語を使わないもんだから、上司が頭にくるわけです。もうひとつは、わからないのに、すぐわかったふりをするんです。単純労働ですが、わかるまできちんと聞かないといけません。

原田さんの語りから企業は雇用に関して即戦力、日本語能力、日本の生活習慣を重視することがわかった。中国帰国者の中には農村出身でほとんど学校に行っておらず、中国語の読み書きができない人も存在しており、日本語を習得することは容易ではない。又、中国の文化を長年身につけた人たちなので生活習慣の違いには苦勞している。即戦力、日本語能力、日本の生活習慣のいずれも定着後すぐには身につかず、長期にわたる努力を必要とする。

窓口に中国語を話せる職員はいないので、孤児らは、希望を、一生懸命に筆談でして、そうやってやりとりしていましたね。

何回もやりとりします。それで、ことばが話せないということと職場は関係がありますね。やっと面接にこぎつけても、ことばの問題がありますので、なかなか難しかったですね。ことばがわかりませんので、時間が非常にかかります。孤児たちは、やっと職が見つかってですね、主に製造業に就くんですけども、やはり製品のミスのことですね。日本語ができないので、指示どおりの仕事ができないということです。ミスに繋がるということです。漢字は読めますが、片仮名や平仮名というのは難しいようにわたしは感じていますね。わたしは孤児といつも接触していますので、何を言っているのかわかりますけど、第三者は理解できないところが多いと思いますよ。

はっきり言って何を言っているのかわからない場合もありますね。

上記のように、原田さんはことばの問題について語る。

日本語教室の「ハローワーク化」

何を言っているのかわからないような帰国者を無理に企業に押し付けてはいけないと、原田さんは、帰国者に徹底して日本語を覚えるように指導する。なぜなら、帰国者が就職する会社は製造業がほとんどで機械類を使う。上司のことばや工場内に書いてある看板の字を読むことができなかったら、帰国者の命にかかわるからである。原田さんが日本語を指導するのは、帰国者に日本社会への同化を強要するのではなく、帰国者の命を守る目的からである。ことばが通じないうちは就職の世話はしないと、帰国者に言い聞かせている。一方、中国帰国者が経済面を最優先するために生じる問題も指摘している。中国帰国者は日本語習得より給料収入の増加を優先する。所属する地域の日本語教室での学習より、会社の残業をしたがる。会社の担当者は、日本語教室開講日は残業を課さない配慮をしているにも関わらず、帰国者本人が収入増を優先するという。ボランティアが日本語を指導しようと教室に待機していても、無断で欠席するのである。帰国者が日本語学習より経済活動に熱心なことは、多くのボランティアが指摘している。筆者が参与観

察を行なう日本語教室のボランティアへの質問紙調査では、日本語ボランティアの多数が帰国者から就職の斡旋を依頼されており、日本語教室の「ハローワーク化」とも言えるような現象が見られるのである。それだけ、中国帰国者は就職情報を得るネットワークを持っていないことがわかる。

表－2：中国帰国者に日本語を指導するボランティアへの質問紙調査結果

中国帰国者から相談を受けた内容

(16名のボランティアの内、10名が何らかの相談を受けている。就職が最も多く6名、後は各1名)

1. 就職（仕事に就きたい）	6
2. 子どもの学校	1
3. 医療と住宅問題	1
4. 留学について	1
5. 家庭内の夫婦の問題	1
計	10（残り6名は相談を受けたことがないと回答している。）

就職支援活動

原田さんは、求職活動のアプローチについて、次のように語っている。

いちばん最初は、どういう方法でお願いしたかということ、やはり、求職者の事情といいですか、中国から帰ってきた人であるということをお話しないと行けませんので、電話でまず面接をしていただけるようお願いしたと思います。電話で、中国残留孤児だけど採用してほしいとお願いしました。

先ずは、職安に行き、そこで職が探せないときは、知り合いを頼った。企業に面接をしてもらえるように電話依頼をしたが、10社に1社しか応じてくれなかった。面接にこぎつけるまでが一苦労であった。面接に応じなかったのは、帰国者の年齢が問題であった。10社に1社は面接までこぎつけたが、採用には至らないことが多かった。高齢で日本語が話せないということが主な原因であった。原田さんは、そんな企業に、さらにこう頼み込んでいる。

まず試行として使ってください。そして、どうしてもやっぱり会社のあれに沿わなければ、無条件で引きあげますからということをお話したこともありましたね。

そして原田さんは企業が帰国者の雇用をためらう理由を次のように挙げている。

①企業は即戦力を求めており、帰国者を養成するゆとりはない。②ことばがわからず、生活習慣の違いからトラブルが多い。③敬語を使わないので、感情を害する。④約束を守らない。⑤指示がわからないのに、わかった顔をして不良品を出す。⑥早く仕事を覚える努力をしない。⑦ことばが通じないことからケガが心配である。⑧少しでも条件のよい会社があると、予告なしに退職してしまう。

これらの内①②③⑤⑦に関しては、日本語能力に関わることである。

雇用する側の企業はこれら日本語能力の問題だけではなく、帰国者の職業人としての資質も問題視している。しかし、日本人が嫌ってしない仕事を引き受けている帰国者も多いと原田さんは言う。日本語がおぼつかない帰国者たちを、何とか職に就けるようにと、原田さんは近辺の会社に飛び込み、就職を頼んでいる。しかも賃金に格差をつけるような会社はいけないと、賃金格差のない会社、ボーナスもきちんと支給する会社に帰国者を就職させている。たとえ、賃金がよくても、3K職場で帰国者がみじめな思いをしたり、危険な目に合うことがないように、悪環境の仕事に就かせることは決してしない。

雇用する側の企業も、多くの求職者がいる中で日本語能力が低く、即戦力に欠け、怪我の心配がある帰国者をあえて採用することには二の足を踏む。原田さんは、自分が世話をした帰国者が雇用されて1年間は、時折企業を訪問し、帰国者の働きぶりに問題がないかケアに努めている。企業の担当者から聞かされるのは帰国者の「恥」に対する意識のことである。上司の説明を理解したかどうかを帰国者に確認すると、必ず「わかった」と答える。しかし、結果は「わかっていない」場合が多い。中国帰国者は「わからない」あるいは「知らない」ということを「恥」とする意識があるので、仕事を安心して任せることができない。上司は説明がわからないときは、何度でも確認してほしいという。企業側は、帰国者と知って採用を決めたのだからそれなりの配慮をしている。怖いのは、わかったふりをして作業を続けることである。わからないまま、作業を続けては取り返しのつかないことになる場合もある。給料をもらう以上はプロの職業人としての自覚をもって働かなければ、中国帰国者の雇用は今後なくなってしまう。聞く努力を怠ってはいけぬ。納得するまで聞くことは、決して「恥」ではないことを教える必要がある。企業に雇用されるには、日本語習得の問題だけではなく、中国帰国者本人の「仕事に責任をもつ姿勢」、「職業人としての自覚」が求められる。原田さんは身元引受人の立場から上記のように指摘する。

聞き取りに関しては、帰国者を雇用する企業の担当者にも実施すべきであるが、本稿では取り扱わないこととし今後の課題とする。

おわりに

本稿はこれまでの研究でほとんど論じてこられなかった「中国帰国者の日本語習得と雇用」を取り上げた。

定着促進センターや自立研修センター等公的機関における中国帰国者に対する日本語学習は、初歩の日常会話がやっと思えるかどうかというぐらいの短期のものである。公的機関において就職相談を行い、就職の促進に努めているが、厚生労働省の調査³⁹⁾によると、中国帰国者自立研修センター⁴⁰⁾を通じて就職できた残留孤児は、就労希望者の約4.4%にすぎない。身元引受人と自立指導員の紹介によって就職した残留孤児は、センター紹介に比べ、約3倍の14.8%となっている。帰国者の多くは、身元引受人や日本語ボランティアなど地域のネットワークを通じて就職先を得ているのが現状である。

国家賠償請求訴訟において、中国残留孤児らは、日本語が話せたら今よりいい職場で働けたに違いないと陳述している。他方、身元引受人は、日本語能力がないと職場で生命の危険にさらされると語っている。中国帰国者は仕事で使う日本語の習得に努力し、不明な点は積極的に上司や同僚に確認して作業中の安全に心がけるとともに、職業人としての自覚と責任をもつことが求められる。孤児らの陳述と身元引受人の語りから、中国帰国者と彼（女）らを受け入れる日本社会との間で日本語習得と雇用をめぐる考え方に相違があることが判明した。つまり、日本社会での困難な生活は、日本語能力に起因するという帰国者と、日本語能力以外にも原因があるとする身元引受人の考え方の相違である。さらに、日本語教室が「ハローワーク化」ともいえる現象を呈しており、日本語習得の機会と安定雇用の機会提供が、実は日本語教室でなされていることが、本稿においてうきぼりになった。中国帰国者の生活を支える職が職業安定所等ではなかなか得られず、帰国者が日本語学習の場で築いたボランティアとの個人的つながりから職を獲得していることを示している。つまり日本語教室が中国帰国者の職探しにおいて大きな役割を担っていることが明らかになった。しかし、日本語ボランティアの善意に依存しての職探しであり、限界がある。根本的な解決のためには、公的機関による長期の日本語学習と就職のサポート体制を構築し、その上で民間ボランティアと連携して就職支援を行なうことが必要であろう。

本稿では、現在進行中の「中国残留日本人孤児国家賠償請求訴訟」における原告の意見陳述を取り上げたが、彼（女）らの陳述は裁判に勝つという目的に即したものであり、客観性については、さらなる検討が必要である。しかし、本稿において中国帰国者が日本定住において安定した生活基盤を築くために、日本語習得と雇用は重要な要素を構成しており、日本語学習と就職支援の必要性がより一層鮮明になったことは確認できる。今後さらなる調査研究を行い、中国帰国者の日本語習得と雇用の関わりについて引き続き検討したい。

<注>

- 1) 「中国帰国者」の説明は、「中国残留孤児の定義」の中に含む。本稿では、「中国帰国者」を「帰国者」とも記述している。
- 2) 「身元引受人」の説明は、「主な用語の定義と説明」の中に含む。厚生労働省資料によると平成17年12月末現在、身元引受人登録者数は1,612名（法人および任意団体を含む）。
- 3) 「中国残留孤児」の説明は、「主な用語の定義と説明」の中に含む。「孤児」という呼び名は、終戦前後の極度の混乱期に幼くして肉親と別れ「孤児」となったことがはっきりわかることばとして用いたもので、中国政府においても「孤児」と呼んでいる。また、訪日調査を取材していた記者が孤児に「孤児」と呼ぶことはどうであろうかと質問したとき、「我々は、万感もっているので、孤児と呼ばれることは歓迎する」と答えている。孤児を生み出したことへの反省の気持ちを日本人が忘れないためにも「孤児」という呼び方が定着した（援護50年史、1997：402）。
- 4) 朝日新聞 2005(平成17)年5月22日朝刊3、14版。
- 5) 中国の遼東半島南部に所在する日本の租借地のことである。
- 6) 第二次世界大戦前から大戦中を通して、中国東北地方を「満洲」と呼んだ。中国東北地区に1932年3月1日から1945年8月18日まで日本が作った傀儡政権を「満洲国」という。関東軍は1931(昭和6)年9月18日、満洲事変を起こして中国東北部を占領し、翌年清朝最後の皇帝溥儀を執政(1934年に皇帝に即位)に立てて中央集権国家を作り上げた。1932年3月、溥儀に「満洲国」建国を宣言させた。1945年、日本の敗戦により崩壊した。「満洲国」、「満洲」という用語については、現在使用すべきものではないかもしれない。しかし、中国帰国者との話の中にごく自然に出てくる用語であるので、本稿ではこのまま使用することにした。また、「満州」と「満洲」の表記については、当時の表記「満洲」を採用することにした。
- 7) 厚生労働省資料2005(平成17)年2月28日現在の結果。この数字には自(私)費で帰国した者は含まれておらず、国費で帰国した者のみの数字である。
- 8) 厚生労働省社会・援護局「中国帰国者生活実態調査」2002(平成14)年1月1日。
- 9) 平成15年2月援護基金機関紙51号(14年9月実施定着状況アンケート)。
- 10) 「中国残留婦人」については、特段の定義はないが、中国東北部等において、終戦前後の混乱の中で生活の手段を失い、中国人の妻になるなどして、中国に生活基盤ができたことから中国にとどまり、現在に至っている日本婦人を一般に中国残留婦人と呼んでいる。なお、中国に残留している邦人は、婦人が大半を占めるが、男性も一部含まれていることから、中国残留婦人等と表現している（援護50年史、1997：400）。
- 11) 2004年秋に、東京の早稲田大学で行われたシンポジウム「中国残留日本人問題の過去・現在・未来」残留孤児問題総括シンポジウム実行委員会主催(代表 蘭 信三)では、長年中国残留孤児のために支援してきた高齢のボランティアが席から立ち上がり、「どうしてこんなことになったのか。私は一生懸命孤児らの面倒をみてきた。」と、無念の思いを吐出した。国が孤児らに訴訟を起こされたことは、支援の手を差し伸べてきた自分にとっては、非常に情けないと、聴衆に訴えたのである。国の制度が整備される前から、いち早く中国帰国者に生活支援、日本語支援等救いの手を差し伸べてきたのは、地域のボランティアであった。長野県下伊那地方では、原告に名を連ねる人はほとんどいない。生活費の補助としての意味合いで特別に支給金を渡していることもあるが、下伊那地方は帰国促進に尽力した人たちを輩出した地域であり、熱心な支援者を前にして訴訟は起こせないという気持ちが強く働いたからである。
- 12) 蘭信三(1994)『「満州移民」の歴史社会学』行路社。
- 13) 中国帰国者定着促進センター教務課が「紀要」を1993年から発行している。
- 14) 江畑敬介・曾文星・箕口雅博編(1996)『移住と適応』日本評論社。
- 15) 厚生省(現在、厚生労働省という)が1984年2月1日、「中国帰国孤児定着促進センター」を開設した。残留婦人等も受け入れるようになり、1994年に「中国帰国者定着促進センター」と名称を変更した。永住

帰国後6ヶ月間(当初は4ヶ月)、日本語教育、生活指導等を行う。

- 16) 筑波大学社会学研究室(1996)『中国帰国者二世・三世—中国と日本のはざま—』および駒井洋編(1998)『新来・定住外国人資料集成下巻』明石書店。
- 17) 主に「厚生省社会・援護局編(1997)『援護50年史』ぎょうせい」からの引用である。
- 18) 井出孫六(1986)『終わりなき旅「中国残留孤児」の歴史と現在』岩波書店。
- 19) 中国残留孤児の配偶者、二世とその配偶者、三世、養父母など。
- 20) 中国残留婦人の配偶者、二世とその配偶者、三世など。
- 21) 移住とは、人がある程度の長期間にわたって新しい土地で生活することを目的にして、ある土地から他の土地へ移動することである。曾文星(1996)「移住と精神保健」9頁『移住と適応』日本評論社。
- 22) 南誠(2004)「中国帰国者のあいまいさ」89頁『多みんぞくニホン—在日外国人のくらし』国立民族学博物館。
- 23) 本研究にあたり、役所に問い合わせたが、把握していないとの回答があった。
- 24) 本稿では、裁判所名は記述しないことにした。
- 25) 所沢の中国帰国者定着促進センターにおける帰国後の研修は当時4ヶ月の短期集中研修であったが、現在では6ヶ月に延長されている。
- 26) 所沢の中国帰国者定着促進センターのこと。定着促進センターは、2005年現在では、所沢と大阪の2か所のみとなっている。
- 27) 仮名。
- 28) 仮名。
- 29) 自立指導員のこと。昭和52年度から各都道府県へ委託し、中国帰国者の言語(中国語)を理解し中国帰国者に深い関心と理解をもち、日本社会への定着・自立に向け積極的に協力できるような民間の篤志家に引揚者生活指導員を委嘱して中国帰国者の家庭に派遣する。昭和62年度から自立指導員と呼ぶ。都道府県援護担当課の指示により中国帰国者の家庭を訪問し、日常生活、言語、就職等の諸問題に関する相談に応じて、必要な助言や指導を行うとともに、市区町村、福祉事務所、公共職業安定所等の公的機関と緊密な連携を保ち、必要に応じて帰国者をこれらの機関の窓口と同行して、通訳を兼ねて仲介する等効果的な措置を講ずるよう努めている。定着後3年未満の世帯が対象である。
- 30) 仮名。
- 31) 厚生労働省平成16年発表「中国帰国者生活実態調査」結果。
- 32) 厚生労働省平成18年2月15日発表「毎月勤労統計調査平成17年分結果確報」による。平成17年の調査で、1人平均月間現金給与総額は、規模5人以上で前年比0.6%増の334,910円となった。この内、きまって支給する給与は、272,802円となっている。
- 33) 厚生労働省「中国帰国者生活実態調査」結果(調査実施期間:平成15年11月20日~平成16年3月31日)による。
- 34) 朝日新聞2006年2月20日朝刊1-14版「仕事は同じなのに」。
- 35) 中日新聞2006年3月4日朝刊11、経済、12版。
- 36) 島村(仮名)さんも、国家賠償請求訴訟の原告のひとりである。
- 37) 2005年から2006年にかけて、日本語での面接と電話によるものである。
- 38) 仮名。
- 39) 2000年度厚生労働省「中国帰国者生活実態調査」結果。
- 40) 平成11年7月から平成14年12月までの間に全国で8か所のセンターが閉所し、現在では、12か所となっている(北海道、山形、さいたま、千葉、東京、神奈川、長野、愛知、京都、大阪、広島、福岡)。

〔参考文献〕

- 蘭信三 (2000) 『中国帰国者の生活世界』 行路社。
- 蘭信三 (1994) 『「満州移民」の歴史社会学』 行路社。
- 井出孫六 (1986) 『終わりになき旅「中国残留孤児」の歴史と現在』 岩波書店。
- 呉 万虹 (2004) 『中国残留日本人の研究—移住・漂流・定着の国際関係論—』 日本図書センター。
- 江畑敬介・曾文星・箕口雅博 (1996) 『移住と適応—中国帰国者の適応過程と援助体制に関する研究—』 日本評論社。
- 大久保真紀 (2004) 『ああわが祖国よ—一国を訴えた中国残留日本人孤児たち—』 八朔社。
- 小川津根子 (1995) 『祖国よ「中国残留婦人」の半世紀』 岩波書店。
- 小田美智子 (2000) 「中国帰国者の異文化適応—中高年の日本語教育を中心に—」「日本人孤児養父母の現状—長春「中日友好楼」に住む養父母の事例と国の対応を中心に—」 蘭信三編『中国帰国者の生活世界』 行路社。
- 玄田有史 (2001) 『仕事の中の曖昧な不安—揺れる若年の現在』 中央公論新社。
- 黄英蓮 (2002) 「中国帰国者 2世・3世の日本への移住と就労」 一橋大学大学院。
- 大阪市地域日本語教育推進委員会「多文化・多民族共生社会における地域識字・日本語学習活動—大阪市地域日本語教育事業報告書—」 2000年3月31日。
- 厚生省社会・援護局編 (1997) 『援護50年史』 ぎょうせい。
- 中国帰国者の会 (2003) 『道なき帰路 中国残留婦人聞き取り記録集』。
- 筑波大学社会学研究室 (1996) 『中国帰国者二世・三世—中国と日本のはざまで—』、駒井洋編 (1998) 『新来・定住外国人資料集成下巻』 明石書店。
- 中野謙二 (1987) 『中国残留孤児問題—その問いかけるもの—』 情報企画出版。
- 古川万太郎 (1988) 『日中戦後関係史』 原書房。
- 宮田幸枝 (2000) 「中国帰国者二世・三世の就労と職業教育」 蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』 行路社。
- 南誠 (2004) 「中国帰国者のあいまいさ」 89頁 『多みんぞくニホン—在日外国人のくらし』 国立民族学博物館。
- 村井忠政 (2002) 「外国人労働者受け入れをめぐる諸問題—日本型モデルの構築をめざして—」 名古屋市立大学人文社会学部研究紀要Vol. 13。
- 八木巖 (1996) 「中国帰国者の実情とその背景」 27頁 『移住と適応』 日本評論社。
- 山田陽子 (2005) 「中国帰国者の日本定住における課題—対等の共生と相互変容—」 2005年1月5日提出、名古屋市立大学卒業論文

〔資料〕

- 朝日新聞2006年2月20日朝刊1—14版「仕事は同じなのに」。
- 中日新聞2006年3月4日朝刊11、経済、12版。
- 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室 (平成16年6月) 「帰国者受入れの手引」。
- 財団法人中国残留孤児援護基金「援護基金」平成16年第54号、55号。
- 早稲田大学シンポジウム資料 (2004年11月28日) 蘭信三
「中国残留日本人孤児の過去、現在、未来」 庵谷馨意見書31頁。
- 南誠『「中国帰国者」の歴史的形成・年表』 11頁。

<ネット検索>

共同通信 3月23日 KYODO NEWS

<http://news.goo.ne.jp/news/kyodo/keizai/20060323/20060323a2540.html?C=S> (2006年4月2日アクセス)

厚生労働省統計（毎月勤労統計調査）

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/17/17fr/mk17r.html>（2006年2月19日アクセス）

中国帰国者の会ホームページ <http://kikokusha.at.infoseek.co.jp/>（2005年4月2日アクセス）

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>（2005年5月22日アクセス）

（やまだ ようこ・名古屋市立大学大学院人間文化研究科課題研究分野「多文化共生」博士前期課程学生）

（研究紀要編集部は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する、2006年5月18日付）。